

収用委員会事務局における公文書開示状況〔令和２年４月分〕

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分開示	決定区分一部開示	決定区分非開示	決定区分不存在	決定区分存否 応答拒否	(根拠規定) 条例７条１号	(根拠規定) 条例７条２号	(根拠規定) 条例７条３号	(根拠規定) 条例７条４号	(根拠規定) 条例７条５号	(根拠規定) 条例７条６号	(根拠規定) 条例７条７号	(根拠規定) 条例７条８号	(根拠規定) 条例７条９号	非開示理由等	所管局部課等
1	R2.4.1	R2.4.15	(1)当該“事実”を生活文化局広報広聴部情報公開課課長時に倉田京弥一際認めずに個人情報の漏洩事故の際、「個人情報の漏洩事故報告書」等を作成しない正当性を証明する“証拠”文書等 （「東京都コンプライアンス基本方針」及び各種職務規定・規則等は何か？ (2)倉田京弥は、個人情報漏洩事故の件で、令和元年７月22日及び同年８月29日に京王プラザホテル新宿店で生活文化局坂井田亮課長代理と被害者である都民と面会した“事実”はあるか？それを否定する“証拠”の全ての組織共用文書					1											東京都収用委員会の業務に係るものではないため、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない	収用委員会事務局総務課